

令和6年10月15日

各障害福祉サービス事業所・施設

運営法人 ご担当者 様

島根県健康福祉部障がい福祉課

**島根県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金に係る実績報告書の提出
について**

平素より、県障がい福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。
島根県福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（以下「交付金」という。）について、
下記のとおり実績報告の提出をお願いいたします。

記

1. 実績報告書の提出 〆切

令和6年10月31日（木）必着

提出方法：メール（syogai-syogu@pref.shimane.lg.jp）

※実績報告書の様式については、県HPから取得してください。

○県HP

トップ> 医療・福祉> 福祉> 障がい福祉> 事業者向け

> 2 福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金 > 7. 実績報告

2. 留意事項

- ・ 今回の交付金は精算（返還金）が発生しないように概算払をしておりますが、様式第4号の様式上、「差引額（①－②）」が0円となりません。差引額に0円以下の金額が記載されていても、原則、精算は発生しませんのでご了承ください。
- ・ ただし、概算払支払後に、令和6年2月～5月のサービス提供月に過誤調整が生じた場合、返還金が生じる場合があります。その際、様式第4号の「4 1のうち要返還額」に金額を計上するとともに、金額の分かる根拠資料を添付してください。
- ・ そのほか、実績報告書の「記載にあたっての留意事項」を確認の上、作成いただきますようお願いいたします。